

～工場立地に係る緑地等規制の緩和(工場立地法及び企業立地促進法の特例)～

東日本大震災復興特別措置法に基づく地方公共団体が、復興産業集積区域内で行う「復興産業集積事業(※)」を盛り込んだ「復興推進計画」を策定し、内閣総理大臣に申請し認定を受けた場合、「緑地及び環境施設の敷地面積に占める割合」を、工場立地法及び企業立地促進法で定めた準則に代えて、市町村の条例により自由に定めることができる。

(※)復興産業集積事業:雇用確保等が喫緊の課題である「復興産業集積区域」において、製造業等が工場の新增設を行うことを促進する事業。

概要

特定地方公共団体

復興産業集積区域内で行う
復興産業集積事業を定めた
復興推進計画を策定

申請

内閣総理大臣

認定

現行の準則に代えて、「緑地及び環境施設の敷地面積に占める割合」を、地域の実情を踏まえ、**市町村の条例**で自由に定めることが可能。

企業への勧告等、都道府県の権限に属する事務も、当該市町村に移譲。

★「市町村の条例」が、下記準則よりも優先★

現行の準則(緑地及び環境施設の敷地面積に占める割合)

＜工場立地法で定める準則＞

- ・環境施設(含む緑地)… 25%以上
- ・25%のうち緑地20%以上

＜工場立地法上で定めることが可能な地域準則＞

- ・環境施設(含む緑地)… 10%～35%
- ・緑地 … 5%～30%

＜企業立地促進法上で定めることが可能な市町村準則＞

- ・環境施設(含む緑地)… 1%～25%
- ・緑地 … 1%～20%

